これらの検査計画件数及び実際の検査着手件数は、被検査会社等が複数の検査対象となる業務を兼営している場合は、主たる業務に着目して分類・計上しているが、兼営している他の業務に関しても、主たる業務の検査の際に併せて検査を実施している。

なお、証券検査には、平成13年以降、検査の質的水準の向上及び検査手続の透明性の確保を図ることを目的とした「意見申出制度」が設けられている。具体的には、検査中に検査官と被検査会社等が十分議論を尽くした上でなお意見相違となった事項につき、被検査会社等は証券監視委事務局長宛に意見申出書を提出することができ、これに対し証券監視委事務局内の証券検査課以外の課に在籍する者が審理結果（案）を作成し、証券監視委が第三者的な視点からの審理を行うこととしており、その結果は、検査結果通知書に包含して回答することとなっている。

平成21年度に検査が終了した検査において、金融商品取引業者等２業者から意見申出制度に基づく意見申出書の提出があり、所要の処理を行っている。

⑵　平成21年度に検査が終了したもの（平成20検査事務年度以前に検査着手したものを含む。）のうち、重大な法令違反が認められた21件については、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行政処分及びその他の適切な措置を講ずるよう勧告を行い、これを受けて監督部局等が行政処分等を行っている（本章第７参照）。

なお、勧告事案に限らず検査において認められた問題点については、被検査会社等に通知するとともに、オフサイトのモニタリングに資するため監督部局へ伝えている。

⑶　平成21年度における特色は、以下のとおりである。

平成20検査事務年度に引き続き、効率的・効果的な検査実施に向け、業種や規模・特性を勘案の上、当該業者において重要と考えられるリスクに焦点を当てた検査に努めた。

例えば、海外当局と連携しつつ、大手証券会社に対するフォワードルッキングな観点に重点を置いた検査を行う一方、過去の検査において重大な法令違反が多数認められた投資助言・代理業者や、平成19年の金商法施行後、新たに規制対象となった集団投資スキーム（ファンド）業者に対し、法令違反行為の有無の検証を集中的に行い、重大な問題が認められた業者に対して行政処分を求める勧告を行った。

別表　平成21年度の検査実施状況

（参考）

	検査計画	検査着手	検査終了	検査対象業者等数
第一種金融商品取引業者	130	90	62	352
登録金融機関		24	21	1,143
金融商品仲介業者		1	1	577
第二種金融商品取引業者	—	23	8	1,312
適格機関投資家等特例業務届出者	—	1	0	3,864
投資運用業者	65	18	14	319
投資助言・代理業者		45	38	1,228
投資法人	—	9	7	52
自主規制機関	—	5	5	12
その他	—	0	0	—

（注１）　検査終了欄は、平成21年度に着手し、同年度末までに被検査会社等に対し検査結果通知書を交付し、検査が終了した件数を表す。

（注２）　被検査会社等が複数の検査対象となる業務を兼営している場合は、主たる業務に着目して分類・計上している。

（注３）　このほか、財務局長等が単独で支店のみの検査を実施したものが17支店（うち、検査を終了したものは13支店）ある。

（注４）　検査対象業者等数は、平成22年３月末時点のものである。また、複数の業務を兼営している場合は、全ての業務先に計上している。

２　１検査対象当たりの平均延べ検査投入人員

平成21年度に検査が終了した証券監視委検査及び財務局長等検査（支店単独検査を除く。）の１検査対象当たりの平均延べ検査投入人員（臨店期間分）は、第一種金融商品取引業者119人・日（旧国内証券会社129人・日、旧外国証券会社163人・日、旧金融先物取引業者45人・日）、第二種金融商品取引業者60人・日、投資運用業者等153人・日、投資助言・代理業者21人・日、登録金融機関33人・日、金融商品仲介業者18人・日、自主規制機関89人・日となっている。なお、第一種金融商品取引業者のうち旧国内証券会社の最少検査投入人員は20人・日、最多検査投入人員は1051人・日となっている。

第５　集団投資スキーム（ファンド）に対する検査

平成19年の金商法の施行に伴い、新たに規制対象となった集団投資スキーム（ファンド）を扱う第二種金融商品取引業者等（以下、ファンド業者）に対し、証券監視委は、財務局等監視官部門とともに、平成21年度から本格的に検査を開始したところ、法令違反事例が相次いで発見され、無登録で私募の取扱いを行っていた業者等を含む８業者に対して処分勧告を行った（詳細については、本章第６、第７参照）。

具体的には、ファンド業者において、分別管理が不適切な状況（出資金の流用・使途不明な状況等）、顧客に対する虚偽の説明・告知や誤解を生じせしめる表示、業者自らが登録業務を逸脱している状況や、無登録業者に名義貸し等を行う等の法令違反が明らかとなった。

証券監視委がこうした取組みを進める中、警察庁において、いわゆるファンドによる資産形成事犯が後を絶たない状況に鑑み、平成22年３月、「資産形成事犯対策ワーキングチーム」が設置された。これは、問題のあるファンド業者に対し、関係機関が担っている権限及び役割に応じて、効果的・効率的な取組みを行うことで、悪質業者の撲滅及び被害の拡大防止を図っていく目的で設置されたものであり、構成機関として、警察庁、金融庁、証券監視委、オブザーバーとして、警視庁等首都圏警察及び関東財務局が参加している。

証券監視委としては、引き続き、財務局等監視官部門との連携の下、ファンド業者に対する検査を進めるとともに、検査において無登録業者等が認識された場合においては、資産形成事犯対策ワーキングチーム等を通じ、金融庁や捜査当局等との連携の下、対応することとしている。

第６　検査結果の概要

平成21年度に検査が終了した金融商品取引業者等の主な問題点は、以下のとおりである。

なお、問題点のうち、勧告を行ったものについては、第７で詳細を記述する㈱。その他については、勧告は行っていないものの、金融商品取引業者等に対して問題点を通知している。

㈱　平成21年４月～６月の事案については、平成20事務年度版に掲載。

１　第一種金融商品取引業者等に対する検査

平成21年度に検査が終了した第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者及び登録金融機関をいう。以下本章において同じ。）は計139業者であり、67業者において問題点が認められた。これら67業者の問題点のうち、不公正取引に関するものは11業者、投資者保護に関するものは18業者、財産・経理等に関するものは21業者、その他業務運営に関するものは37業者となっている。